**日本公衆衛生学会 認定専門家研修｢助成金｣ 申請書**

**「地方学会および研修会における研修認定と助成金の申請に関する規程」を確認した上で、**

下記について、日本公衆衛生学会 認定専門家研修の認定および助成金を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 地方学会名 |  |  |
| 主催団体 |  |  |
| 主催責任者 氏名･所属･職位 |  |  |
| 実施期間 |  |  |
| 実施場所 |  |  |
| 目的 |  |  |
| 主な募集対象者 |  |  |
| 募集人数（予定）  (内､日本公衆衛生学会会員数) | 人  　　　　　　（　　　　　　　人） |  |
| プログラムの概要 |  |  |
| 公募演題の発表数(予定) |  |  |
| 参加講師人数 |  |  |
| 期待される教育・実務・研究上の効果  　特に公衆衛生的な効果についても記すこと |  |  |
| 研修に対する参加者の評価の実施方法 |  |  |
| 提供するｅラーニング教材1の内容 |  |  |
| 助成金申請額 |  |  |

1講演タイトル、演者(氏名･所属･職位)、基調講演･教育講演など講演等の位置づけ、教材はスライドのみか動画もか等、具体的に記載・列挙してください。

\* 記入欄は適宜拡大してご使用ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請代表者2 氏名 |  | 認定専門家であることが必須 |
| 申請代表者 所属・職位 |  |  |
| 認定専門家番号 |  |  |
| 連絡先(電話番号) |  |  |
| 連絡先(Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ) |  |  |
| 申請年月日（西暦） | 年　　　月　　　日 |  |

2申請代表者は、主催責任者、もしくはそれに準じる者であることが必要です。加えて、日本公衆衛生学会 認定専門家であることが必須です。

※ 基調講演､教育講演､シンポジウム等のスライド(PDF形式)を［可能な場合、動画とともに］１つ以上のコンテンツについて、本学会が(共同)運営するｅラーニングの教材として提供してください。講演者から事前に承諾を得ておくことが必須です。図表等の著作権にご留意ください。

※ この学会を、社会医学系専門家および社会医学系専門医の研修機会の普及のために、学会会員、専門家・専門医の研修プログラムや登録申し込みの情報提供、資料配布、ブースの設置等にご協力くださいますようお願いいたします。

※ 助成金の審査対象は、日本公衆衛生学会総会と同様に演題発表を公募して数件以上の演題発表を実施する地方学会に限ります。

※ 「地方学会および研修会における研修認定と助成金の申請に関する規程」を確認の上、

開催6ケ月前までに事務局へ申請してください。

採否は四半期ごとに専門職・教育生涯学習委員会が審査し決定します。

注） 以下、「地方学会および研修会における研修認定と助成金の申請に関する規程」より抜粋：

3．助成金申請について

　　(1)　地方学会は、助成金を申請することができる。なお、申請する地方学会の内容としては、複数の演題発表を含むもの\*1が対象となる。

(2)　研修の認定と助成金に係る別紙の申請書を事務局へ提出する。

(3)　申請代表者は、主催責任者とする。ただし、それに準じる者によって代えることができる。

(4)　申請代表者は、認定専門家でなければならない。

(5)　応募締切は、開催の少なくとも半年前までに申請する。

(6)　認定および助成金の申請に対する採否は、四半期（9月～11月、12月～2月、3月～5月、6月～8月）ごとに専門職・教育生涯学習委員会が審査し決定する。

(7)　予算年度ごとに、予算の枠内を限度として、年間数件程度、1件10万円以内の助成を、上記委員会の審議により決定する。

(8)　採択された場合は、申請代表者は、「日本公衆衛生学会認定専門家研修認定」および「日本公衆衛生学会認定専門家研修助成金」を得ていることをホームページ及び抄録集等に記載し広報する。

(9)　申請代表者は、開催後１か月以内に、実施状況と成果の概要等について定められた様式を用いて報告書を提出する。

(10) 申請代表者は、開催後１か月以内に、基調講演、教育講演、シンポジウム等の１つ以上のコンテンツについて、スライド(PDF形式)を、できれば動画とともに、本学会が(共同)運営するｅラーニングの教材として提供する。

(11) なお、営利目的等のものと判断されるものは助成の対象としない。